

モニタリングについて

1. アセスメント・モニタリングの実施場所

・プランの作成・変更にあたってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（法第15条第2項第6号）が必要。

・モニタリング：利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第3項第2号）が必要。

※居宅等とは：

厚生労働省の解釈通知では、「利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い」と示されており、利用者の生活の基盤となるところを指す。

2. モニタリングについて

(1) モニタリング（継続サービス利用支援）とは

- ・支給決定後、区の支給決定で定める一定期間ごとに指定特定相談支援事業者によって計画の見直しを行うこと（障害福祉課 チラシより抜粋）
- ・プランに基づいて提供されている福祉サービス等が利用者本人の状況に対して適切であるかを総合的に検証し、必要に応じて変更や更新を勧奨するために実施されるもの（法第5条第23項）
- ・現行のプランが適切であるか確認・検証した上で、必要に応じて次のいずれかを行うこと
 - ア プランを変更、関係者との連絡調整等の便宜を供与
 - イ 新たな支給決定（サービスの追加、支給量増減等）が必要と考えられる場合、本人に対し、申請を勧奨（事務処理要領より抜粋・要約）

(2) モニタリング実施の期間設定

モニタリングは、区の支給決定による一定の期間ごとに実施するが、障害福祉サービス及び地域相談支援（以下「サービス」とする）の終期月・計画相談支援の支給期間の終期月には必ずモニタリングを実施しなくてはならないため、終期月から数えてモニタリング実施月を定める。

- 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、期間の終期月に設定し、そこからさかのぼってモニタリング月を設定されたい。（QA 問38）

なお、サービスと計画相談支援の終期月は合わせるものが原則。

また、予定されたモニタリングは受給者証に記載される。

(3) モニタリングの実施標準期間

モニタリング実施については、厚生労働省による事務処理要領で標準期間が示されている。

モニタリングの実施標準期間：

対象者		モニタリング実施標準期間
新規サービス利用者		1 月間 ※利用開始から 3 月のみ
障害児通所支援等 在宅の障害福祉サービス	集中的支援が必要な者	1 月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3 月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6 月間 ※65 歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は 3 月間
【施設入所等】障害児支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		6 月間

平成 30 年度報酬改定において新たに示されたモニタリング標準期間

モニタリングの実施標準期間は、利用するサービス等に応じて設定された期間である。よって、一律に標準期間に沿ってモニタリング実施期間を設定するのではなく、利用者の状況に応じて標準以外の期間を設定することも可能である。アセスメントにより、勘案すべき事項を把握した相談支援専門員等の提案等も十分に踏まえながら実施期間を設定すること。（QA 問 36 参照）

(4) 終了・更新・変更時のモニタリングは必須（QA 問 38・47）

終了時の根拠は以下の通り

- 支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこからさかのぼってモニタリング月を設定されたい。（QA 問 38）

更新・変更時の根拠（QA 問 47 (8)モニタリングの提出について の欄参照）

(5) 臨時モニタリングについて

臨時モニタリングとは、モニタリングの実施予定の無い月に実施するモニタリングのこと。

予定外の月にモニタリングを実施するには、本来的には区に報告し、モニタリング期間の変更を行うことが原則であるが（R3QA 問 51）あくまでも臨時の必要に迫られての実施＝「臨時」モニタリングであるとして、事業者から地区担当への報告とモニタリング報告書の提出を受けた上で、支出している。あまりに臨時モニタが頻繁であれば、上記モニタリング期間変更の手続きが必要と思われる。

(6) モニタリング期間変更

モニタリングの期間を変更する場合、モニタリング期間の変更に関する申請書はない。翌月より期間を変更したい場合は、モニタリング報告書にアセスメントを添えて区の地区担当に報告が必要。区でその変更が妥当であるかを検討したうえで変更し、変更後のモニタリング期間を記載した受給者証を発行する必要がある場合は、新しい受給者証と「モニタリング期間変更通知書」を送付する。

(7) モニタリングの請求について

モニタリングを実施した結果、サービスの追加、支給量の変更等、プランに変更が生じた場合、モニタリングに基づき更新プランを作成した場合（終了モニタリング）等

モニタリングの結果プランを新たに作成した場合はモニタリングの請求はできず、プラン作成での請求となる。 ※例としてプラン・モニタリングの具体例も参照

(8) モニタリングの提出について

- モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。
 - ・支給決定の更新や変更が必要となる場合
 - ・モニタリング期間を設定しなおす必要がある場合 等
- なお、上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。

(QA 問 47)

モニタリング報告書・プランの提出は、**利用者本人の同意・署名※を得た月の翌月10日まで（必着）に地区担当に紙で提出する。**（メール・FAX 不可）

※やむを得ない場合、同意は成年後見人等でも可。

本人の同意があれば、署名は、代筆者名を記した上で代筆可能。

(9) セルフプランの場合のモニタリングは不要。

<文中の表記について>

法第○条第◇条：法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 を指す。

QA：相談支援に関する Q&A（令和6年4月5日）

R3QA：相談支援に関する Q&A（令和3年4月8日）